

採用活動におけるハラスメント防止の取り組みについて

当社は、2026年10月1日から求職者等に対するハラスメント防止措置が企業に義務付けられたことを踏まえ、採用活動におけるハラスメント防止に関する当社の取り組みをあらためて整理し、当社ホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

当社は、「住友化学グループ 人権の尊重に関する基本方針」に基づき、事業活動において人権を尊重し、人権侵害を助長しないよう努めています。採用活動においても、求職者一人ひとりの人格と人権を尊重し、あらゆる就職差別やハラスメント行為を禁止しています。

今後も、求職者等と接点を持つすべての社員に本取り組みを周知・徹底し、人権を尊重した公正かつ適切な採用活動を推進してまいります。

【就活ハラスメント防止に対する当社取り組み】

<https://www.scpc.jp/wp-content/uploads/recruit-harassment.pdf>

以上